





いるか突棒漁業の許可等に関する制限処置等の取扱い <道内者>

令和3年(2021年)1月29日  
北海道水産林務部

(適用範囲)

第1 この取扱いは、北海道沖合海域において、いるか突棒により行う漁業の許可及び起業の認可(以下「許可等」という。)に適用する。

(操業海域)

第2 操業海域は、北海道沖合海域とする。

ただし、次の区域及び水域を除く。

- (1) 北海道の最大高潮時海岸線から沖合 5,000 メートル以内の区域。
- (2) 茅部郡森町砂碕灯台と室蘭市チキウ岬灯台とを結ぶ線以西の噴火湾の区域及び室蘭市チキウ岬灯台から半径 10,000 メートル以内の区域。
- (3) 北緯 44 度 33 分 9 秒以北の東経 145 度 37 分 45 秒の線、次のアからニまでの点を順次に結んだ線及びニの点から真方位 160 度の線以東の歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の周辺水域から日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する 200 海里水域。(世界測地系表示)

ア 北緯 44 度 33 分 9 秒東経 145 度 37 分 45 秒の点

イ 北緯 44 度 20 分 9 秒東経 145 度 36 分 45 秒の点

ウ 北緯 44 度 17 分 39 秒東経 145 度 36 分 45 秒の点

エ 北緯 44 度 9 分 9 秒東経 145 度 31 分 45 秒の点

オ 北緯 43 度 57 分 9 秒東経 145 度 19 分 15 秒の点

カ 北緯 43 度 55 分 9 秒東経 145 度 16 分 45 秒の点

キ 北緯 43 度 52 分 9 秒東経 145 度 14 分 45 秒の点

ク 北緯 43 度 48 分 9 秒東経 145 度 13 分 45 秒の点

ケ 北緯 43 度 44 分 9 秒東経 145 度 15 分 15 秒の点

コ 北緯 43 度 41 分 39 秒東経 145 度 18 分 15 秒の点

サ 北緯 43 度 38 分 39 秒東経 145 度 23 分 15 秒の点

シ 北緯 43 度 37 分 39 秒東経 145 度 25 分 45 秒の点

ス 北緯 43 度 30 分 9 秒東経 145 度 31 分 45 秒の点

セ 北緯 43 度 32 分 9 秒東経 145 度 40 分 45 秒の点

ソ 北緯 43 度 26 分 9 秒東経 145 度 47 分 45 秒の点

タ 北緯 43 度 25 分 9 秒東経 145 度 49 分 15 秒の点

チ 北緯 43 度 23 分 27 秒東経 145 度 50 分 15 秒の点

(納紗布岬灯台と貝殻島灯台とを結んだ線の中心点)

ツ 北緯 43 度 20 分 9 秒東経 145 度 51 分 45 秒の点

テ 北緯 43 度 19 分 9 秒東経 145 度 52 分 15 秒の点

- ト 北緯 43 度 16 分 9 秒東経 145 度 52 分 15 秒の点
  - ナ 北緯 43 度 14 分 9 秒東経 145 度 53 分 15 秒の点
  - ニ 北緯 43 度 8 分 9 秒東経 145 度 53 分 15 秒の点
- (4) ロシア連邦 200 海里水域。

(制限措置)

第 3 北海道漁業調整規則（以下「規則」という。）第 12 条第 1 項各号に規定する制限措置は次のとおりとする。

- (1) 漁業種類  
漁業種類は、いるか突棒漁業とする。
- (2) 操業区域  
操業区域は、第 2 に掲げる操業海域とする。
- (3) 漁業時期  
漁業時期は、8 月 1 日から 10 月 31 日まで及び翌年 5 月 1 日から 6 月 15 日までとする。
- (4) 船舶の総トン数  
総トン数 20 トン未満とする。
- (5) 許可等すべき船舶等の数  
いるかの資源保護及び漁場利用に係る調整等を勘案のうえ、制限措置の公示の都度、別に定めるものとする。
- (6) 漁業を営む者の資格  
北海道に住所を有する者であること。

(許可等の有効期間)

第 4 許可の有効期間は、1 年以内とする。  
また、起業の認可の有効期間は、6 ヶ月以内とする。

(許可等の申請期間)

第 5 許可の申請期間は、規則第 12 条第 2 項の規定によるものとし、制限措置の公示の都度定めるものとする。

(漁獲物の陸揚港の制限)

第 6 漁獲物の陸揚港は、次のとおりとする。  
増毛港、古平港、千走港、熊石港、十勝港、霧多布港、散布港、網走港、紋別港

(許可等の条件)

第 7 許可に際しては、規則第 14 条の規定により、次の条件を付ける。

- (1) 次に掲げる港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。  
ただし、天災その他やむを得ない事由により陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載したときは、その都度北海道知事に報告しなければならない。

増毛港、古平港、千走港、熊石港、十勝港、霧多布港、散布港、網走港、紋別港  
(2) 次の鯨類を捕獲してはならない。

ア 乳飲み稚いるか及び稚いるかを伴う雌いるか。

イ いしいるか(りくぜんいるか型いしいるかを含む。)以外の鯨類。

(3) 知事が、資源の保護又は漁業調整のため必要と認めて操業を制限した場合は、これに従わなければならない。

(資源管理等の取組の推進)

第8 この漁業を営もうとする者は、この漁業を営む者の間及びこの漁業を営む者と他種漁業を営む者との間で必要があると認める場合は、あらかじめ操業協定等を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可等の申請)

第9 許可等の申請にあたっては、規則第9条に定める申請書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請理由書(現に有効な許可等を有しない者及び規則第15条第1項第2号から第4号による申請の場合)

(2) 代表者選定届(共同経営の場合)

(3) 許可又は起業の認可についての適格性に関する申立書

(4) 船舶使用承諾書及び印鑑証明書(用船の場合)

(5) 経営の内容を詳細に記載した書類(共同経営の場合)

(6) 定款の写し及び登記事項証明書(法人の場合(水産業協同組合法に基づき北海道知事が認可した法人を除く。))

(7) 旧許可受有者の廃業届及び印鑑証明書(規則第15条第1項第2号から第4号による申請の場合)

(8) 事業計画書(現に有効な許可等を有しない者からの申請の場合)

(9) 起業の認可指令書(起業の認可に基づく申請の場合)

(10) その他知事が特に必要と認めて指示した書類

(申請書の提出)

第10 申請書は、申請者が漁業協同組合の組合員である場合は、当該組合がとりまとめのうえ、住所地を所轄する総合振興局及び振興局長に提出するものとする。

(許可等の基準)

第11 第3(5)の許可等すべき船舶等の数を超えた申請があった場合における規則第12条第5項に規定する許可等の基準は、別紙1のとおりとする。

(資源管理の状況等の報告等)

第12 この漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定に基づく資源管理の状況等の報告について、別紙2により、知事に提出するものとする。

なお、許可を受けた者が漁業協同組合の組合員の場合は、所属する漁業協同組合がとりまとめのうえ、提出するものとする。

また、知事は、上記の報告書以外に、資源保護、資源管理上必要な場合は、許可を受けた者又は所属漁業協同組合に対し、操業に関する報告を求めることができる。

(許可番号の表示)

第 13 規則第 32 条第 1 項の規定により表示する許可番号は、次のとおりとする。

ホク突棒第〇〇〇〇〇〇〇号

(許可証の交付)

第 14 許可証は、実地検査のうえ交付するものとする。

附 則

- 1 平成 13 年 6 月 20 日施行の「北海道沖合海域におけるいるか突棒漁業の許可等に関する取扱方針（道内者）」は廃止する。
- 2 この取扱いは、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 29 日漁管第 2248 号）

- 1 この取扱いは、令和 3 年 1 月 29 日から施行する。

(改正経過)

- 1 令和 2 年 12 月 1 日 施 行
- 2 令和 3 年 1 月 29 日 一部改正

別紙 1  
許可等の基準（第11関係）

申請者区分	優先順位	基準	許可等者の決定方法										
操業実績者	第1位	従前の当該漁業許可（以下「従前許可」という。）の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者であって、従前許可の各漁期にこの漁業を営んだ実績がある者。【操業実績者】	許可等すべき船舶等の数（以下「公示隻数」という。）の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。										
	第2位	従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者であって、従前許可の各漁期にこの漁業を営んだ実績がある者。（漁業等に関する法令違反がある者で、規則第10条第1号に該当しない者）【操業実績者】	上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 上位の許可等者と当該順位の申請者で公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。										
新規者	第3位	従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者。【許可受有者】	上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 上位の許可等者と当該順位の申請者で公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。										
	第4位	従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者。（漁業等に関する法令違反がある者で、規則第10条第1号に該当しない者）【許可受有者】	上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 上位の許可等者と当該順位の申請者で公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。										
	第5位	従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業の許可等を有しない者	上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 上位の許可等者と当該順位の申請者で公示隻数を超える場合は、各申請者ごとに勘案事項により配点し、合計点数の高い申請者から許可等者とする。 公示隻数を超えることとなる合計点数の申請者全てをくじ引きの対象者として、公正な方法によるくじ引きを行い、許可等する者を定める。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>勘案事項</th> <th>基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">申請者の漁業経験</td> <td>この漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法が同じ漁業）の経験がある者</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>この漁業と同種漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のいずれかが同じ漁業）の経験がある者</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>その他の漁業経験がある者</td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table>	勘案事項	基準	配点	申請者の漁業経験	この漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法が同じ漁業）の経験がある者	3点	この漁業と同種漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のいずれかが同じ漁業）の経験がある者	2点	その他の漁業経験がある者	1点	
勘案事項	基準	配点											
申請者の漁業経験	この漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法が同じ漁業）の経験がある者	3点											
	この漁業と同種漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のいずれかが同じ漁業）の経験がある者	2点											
	その他の漁業経験がある者	1点											

年いるか突棒漁業の資源管理等の状況報告書

北海道知事様

使用漁船		乗組員数		所属漁協
漁船登録番号	トン数	全員	うち自家分	
陸揚港	着業年月日	終業年月日		
港	年 月 日	年 月 日		

許可番号	第 号
住所	
漁業者氏名	
船名	
報告年月日	

月別	主たる 操業位置 (沖底漁区)	操業 日数	延使用 漁具数	魚種別漁獲量・漁獲金額 (上段:キログラム、下段:円)				
							その他	合計
月		日						
合計								

経 費 (円)								差引損益(円)
漁船費	漁具費	償却費	燃油費	人件費	飼料費	その他	合計	

資 源 管 理 の 状 況 等	
資源管理の取組実績	
自主的な取組等の実施状況	

※資源管理の取組実績は、操業期間、操業時間を規制している場合に、その遵守状況等を記載  
 ※自主的な取組等の実施状況は、休漁(〇〇部会による合意事項)、〇〇の種苗放流(5cmサイズ、〇月〇千尾、〇月〇千尾)、藻場造成(〇〇を〇月に〇基設置)、有害生物の除去(〇月に〇〇を〇〇kg)等を記載  
 ※この様式は例示であり、この様式によらない場合であっても報告書としての要件が具備されていれば有効であること

【参考】公示(案)と前回公示との対比表 (いるか突棒漁業・北海道沖合海域・道内者)

	釧路	ホトック	計
前回公示隻数(A) (R7.6.13)	3	3	6
R8公示(案)(B) (R8.6.1(予定))	3	3	6
前回公示との差 (B) - (A)	0	0	0

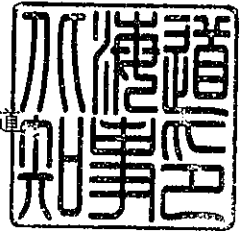


漁管第 2283 号

令和 8 年(2026 年) 2 月 13 日

宗谷海区漁業調整委員会会長 様

北海道知事 鈴木 直道



知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）  
漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

第 1 諮問内容

制限措置の内容及び申請すべき期間について

第 2 関係漁業

かにかご漁業（べにずわいがに）（日本海北部海域）

第 3 添付書類

- (1) 制限措置等の公示（案） ……資料 1
- (2) 漁業許可に関する制限措置等の取扱い ……参考資料

（水産林務部水産局漁業管理課管理調整第二係）



北海道告示第 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第18号に掲げるかにかご漁業(日本海北部海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和 年 月 日

北海道知事 鈴木直道

(1) 漁業種類		制限措置				許可又は起業の認可を申請すべき期間	備 考
(2) 漁業区域		(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格		
かにかご漁業(べにすわいがに)		日本海北部海域	鳥取郡と久遠郡との境界にある茂津多岬突端正西の線以北、樺太西能登呂岬突端と宗谷岬突端を結ぶ線以西の我が国領海及び排他的経済水域内の海域とする。ただし、共同漁業種流場区域並びに800メートル以遠海域を除く。	7月1日から翌年4月30日まで	3隻	200トン未満	宗谷総合振興局、留萌振興局、石狩振興局及び後志総合振興局管内に住所を有する者であること。
<p>1. 許可の有効期間は、令和8年7月1日から令和9年6月30日までとする。</p> <p>2. 起業の認可の有効期間は、令和8年7月1日から同年12月31日までとする。なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。</p> <p>3. 申請書の提出先は、申請者の住所を所管する総合振興局又は振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。                      (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、〇〇総合振興局長又は〇〇振興局長を経由して知事に報告しなければならない。                      (2) 漁獲物は、必ず一度に全量を陸揚げし、所属漁業協同組合の指定する荷受機関の計量を受けなければならない。                      (3) 漁獲物の計量後は、漁獲物を船内に保持してはならない。                      (4) 漁獲物が別に通知する許容漁獲量に達した場合は、操業を停止しなければならない。                      (5) 海中に敷設することができる運数及びかご数は、6連以内及び1,000個以内でなければならない。                      (6) かごの内径の長さは、15センチメートル以上(結節から結節の長さは、7.5センチメートル以上)、かご側面下部に形成される変形状の網目の各方向対角線の長さの平均値は、それぞれ10センチメートル以上でなければならない。                      (7) 漁具には、標識を付けなければならない。                      漁具標識は、各連の両端のブイに50センチメートル以上の赤旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げたポンデ年(当該年の中央より下部に横1.3センチメートル以上、縦1.8センチメートル以上の大きさの札を付し、旗及び札には、それぞれ上から順に連番号、船名及び漁船登録番号を明記しなければならない。                      また、すべてのブイに船名及び漁船登録番号を明記しなければならない。                      (8) 音波浮上式ブイは使用してはならない。                      (9) 次に掲げるかごが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。                      ア すわいがに                      イ べにすわいがにの罾がに及び甲幅9.5センチメートル未満のべにすわいがにの罾がに                      ウ 脱皮直後のべにすわいがに                      (10) 知事が漁業調整上、操業に關し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。                      (11) 我が国領海及び排他的経済水域以外には立ち入りしてはならない。</p>							



かにかご漁業（べにずわいがに）の許可等に関する制限措置等の取扱い  
（日本海北部海域）

令和3年（2021年）1月29日  
北海道水産林務部

（適用範囲）

第1 この取扱いは、日本海北部海域において、動力漁船を使用して、「べにずわいがに」をとることを目的とした、かにかご漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）に適用する。

（操業海域）

第2 操業海域は、次の海域とする。

（1）日本海北部海域

島牧郡と久遠郡との境界にある茂津多岬突端正西の線以北、樺太西能登呂岬突端と宗谷岬突端を結ぶ線以西の我が国領海及び排他的経済水域内の海域とする。ただし、共同漁業権漁場区域並びに800メートル以浅海域を除く。

（制限措置）

第3 北海道漁業調整規則（以下「規則」という。）第12条第1項各号の規定する制限措置は、次のとおりとする。

（1）漁業種類

漁業種類は、かにかご漁業（べにずわいがに）とする。

（2）操業区域

操業区域は、第2の海域とする。

（3）漁業時期

漁業時期は、7月1日から翌年4月30日までとする。

（4）船舶の総トン数

総トン数200トン未満とする。

（5）許可等すべき船舶等の数

べにずわいがにの資源保護及び漁場利用に係る調整等を勘案のうえ、制限措置の公示の都度、第3（2）に掲げる操業区域ごとに、別に定めるものとする。

（6）漁業を営む者の資格

漁業を営む者の資格は、次のとおりとする。

ア 宗谷総合振興局、留萌振興局、石狩振興局及び後志総合振興局管内に住所を有する者であること。

（許可等の有効期間）

第4 許可の有効期間は、1年以内とする。

また、起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。

### (許可等の申請期間)

第5 許可等の申請期間は、規則第12条第2項の規定によるものとし、制限措置の公示の都度、定めるものとする。

### (漁獲物の陸揚港の制限)

第6 漁獲物の陸揚港は、宗谷総合振興局、留萌振興局、石狩振興局及び後志総合振興局管内の2港以内に制限する。

### (漁獲数量等の報告)

第7 別に定める漁獲管理要領に従い、漁獲物の数量等を正確かつ迅速に報告することとする。

### (許可等の条件)

第8 許可に際しては、規則第14条の規定により、次の条件を付ける。

- (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、〇〇総合振興局長又は〇〇振興局長を経由して知事に報告しなければならない。
- (2) 漁獲物は、必ず一度に全量を陸揚げし、所属漁業協同組合の指定する荷受機関の計量を受けなければならない。
- (3) 漁獲物の計量後は、漁獲物を船内に保持してはならない。
- (4) 漁獲物が別に通知する許容漁獲量に達した場合は、操業を停止しなければならない。
- (5) 海中に敷設することができる連数及びかご数は、6連以内及び1,000個以内でなければならない。
- (6) かごの網目の内径の長さは、15センチメートル以上（結節から結節の長さは、7.5センチメートル以上）、かご側面最下部に形成される菱形状の網目の各方向対角線の長さの平均値は、それぞれ10センチメートル以上でなければならない。
- (7) 漁具には、標識を付けなければならない。  
漁具標識は、各連の両端のブイに方50センチメートル以上の赤旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げたボンデン竿に付し、当該竿の中央より下部に横13センチメートル以上、縦18センチメートル以上の大きさの札を付し、旗及び札には、それぞれ上から順に連番号、船名及び漁船登録番号を明記しなければならない。  
また、すべてのブイに船名及び漁船登録番号を明記しなければならない。
- (8) 音波浮上式ブイは使用してはならない。
- (9) 次に掲げるかきが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。  
ア ずわいがに  
イ べにずわいがにの雌がに及び甲幅9.5センチメートル未満のべにずわいがにの雄がに  
ウ 脱皮直後のべにずわいがに
- (10) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
- (11) 我が国領海及び排他的経済水域以外には立ち入ってはならない。

### (資源管理等の取組みの推進)

第9 この漁業を営もうとする者は、この漁業を営む者の間及び他種漁業を営む者との間で必要があると認める場合は、あらかじめ操業協定等を締結し、これを遵守しなければならない。

### (許可等の申請)

第10 許可等の申請にあたっては、規則第9条に定める申請書のほか、次に掲げる書類を添付

しなければならない。

- (1) 申請理由書（現に有効な許可等を有しない者又は規則第15条第1項第2号から第4号による申請の場合）
- (2) 代表者選定届（共同経営の場合）
- (3) 許可又は起業の認可についての適格性に関する申立書
- (4) 船舶使用承諾書及び印鑑証明書（用船の場合）
- (5) 経営の内容を詳細に記載した書類（共同経営の場合）
- (6) 定款の写し及び登記事項証明書（法人の場合（水産業協同組合法に基づき北海道知事が認可した法人を除く。））
- (7) 旧許可受有者の廃業届及び印鑑証明書（規則第15条第1項第2号から第4号による申請の場合）
- (8) 事業計画書（現に有効な許可等を有しない者の場合）
- (9) 起業の認可指令書（起業の認可に基づく申請の場合）
- (10) その他知事が特に必要と認めて指示した書類

#### （申請書の提出）

第11 申請書は、申請者が漁業協同組合に所属する場合には、漁業協同組合で取りまとめのうえ、提出するものとする。

#### （許可等の基準）

第12 第3（5）の許可等すべき船舶等の数を超えた申請があった場合における規則第12条第5項に規定する許可等の基準を、別紙1のとおりとする。

#### （資源管理の状況等の報告等）

第13 この漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定に基づく資源管理の状況等の報告について、別紙2により〇〇総合振興局長又は〇〇振興局長を経由して知事に提出するものとする。

なお、許可を受けた者が漁業協同組合の組合員の場合は、所属する漁業協同組合がとりまとめの上、提出するものとする。

#### （許可番号の表示）

第14 規則第32条第1項の規定により表示する許可番号は、次のとおりとする。  
「ホク日べにずわい第〇〇〇〇〇〇〇号」

#### （許可証の交付）

第15 許可証は、実地検査のうえ交付するものとする。

#### 附 則

- 1 この取扱いは、令和2年12月1日から施行する。
- 2 平成2年6月18日施行の「かにかご漁業（べにずわいがに）の許可等に関する取扱方針（日本海北部海域）」は廃止する。

#### 附 則（令和3年1月29日漁管第2248号）

- 1 この取扱いは、令和3年1月29日から施行する。

#### （改正経過）

- 1 令和2年12月1日 施行
- 2 令和3年1月29日 一部改正



別紙 2

年かにかご漁業（ずわいがに・べにずわいがに）（日本海北部海域）の資源管理等の状況報告書

北海道知事 様

使用漁船		乗組員数		所属 漁協
漁船登録番号	トン数	全員	うち自家分	
HK -	トン			

陸揚港	着業年月日	終業年月日
港	年 月 日	年 月 日

許可番号	ホク日ずわい第 ホク日べにずわい第	号 号
住所		
漁業者氏名		
船名		
報告年月日	年 月 日	

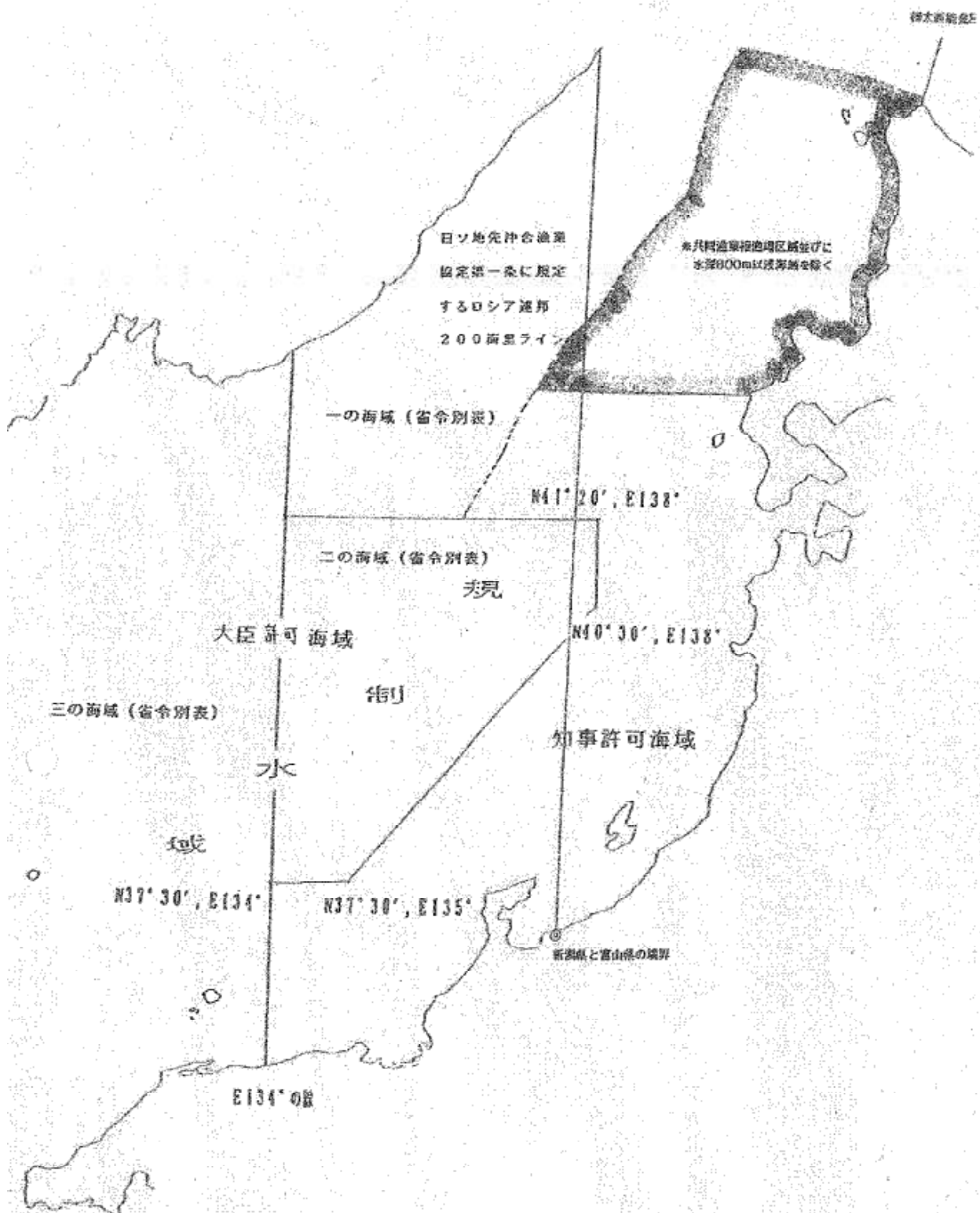
月別	主たる 操業位置 (沖底漁区)	操業 日数	延使用 漁具数	魚種別漁獲量・漁獲金額（上段：キログラム、下段：円）								
				べにずわい	ずわい					その他	合計	
月		日										
合 計												

経 費 (円)								差引損益 (円)
漁船費	漁具費	償却費	燃油費	人件費	餌料費	その他	合 計	

資 源 管 理 の 状 況 等	
資源管理の取組実績	
自主的な取組等の実施状況	

※資源管理の取組実績は、操業期間、操業時間を規制している場合に、その遵守状況等を記載  
 ※自主的な取組等の実施状況は、休漁（〇〇部会による合意事項）、〇〇の種苗放流（5cmサイズ、〇月〇千尾、〇月〇千尾）、藻場造成（〇〇を〇月に〇基設置）、有害生物の除去（〇月に〇〇を〇〇kg）等を記載  
 ※この様式は例示であり、この様式によらない場合であっても報告書としての要件が具備されていれば有効であること

日本海北部海域  
へにずわいがにかご漁業操業区域図



漁管第 2308 号

令和 8 年 (2026 年) 2 月 16 日

宗谷海区漁業調整委員会会長 様

北海道知事 鈴木直道



知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について (諮問)

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

1. 諮問内容
  - (1) 制限措置の内容及び申請すべき期間について
2. 関係漁業  
えびかご漁業 (利尻・礼文海域)
3. 添付書類  
制限措置等の公示 (案)・・・資料 1  
漁業許可に関する制限措置等の取扱い・・・参考資料

(水産林務部水産局漁業管理課管理調整第二係)



(1)漁業種類	(2)漁業区域	制限措置			許可又は起業認可を申請すべき期間	備考
		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数		
えびかご漁業	宗海共第49号共同漁業権漁場海域	毎年、6月1日から翌年1月31日まで	3隻	20トン未満	令和8年3月27日から同年4月27日まで	1. 許可の有効期間は、令和8年6月1日から令和11年5月31日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和8年6月1日から令和9年5月31日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。 3. 申請書の提出先は、宗谷総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 (2) 海中に散投するかごの網目は、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その網目、宗谷総合振興局長に報告しなければならぬ。 (3) 使用するかごの数は、1,000個以内でなければならない。 (4) 使用するかごの網目は、10節（結節から結節までの長さが17ミリメートル）以上の大きさでなければならない。 (5) 海中に敷設する漁具の各のし両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けなければならない。 (6) 次に掲げるかごが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がい イ すわいがに ウ ベにすわいがに エ たらばがに オ あぶらがに (7) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。



## えびかご漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い (利尻・礼文海域)

令和3年(2021年)1月29日  
北海道水産林務部

### (適用範囲)

第1 この取扱いは、利尻・礼文海域において、動力漁船を使用した、えびかごにより行う漁業の許可又は起業の認可(以下「許可等」という。)に適用する。

### (操業海域)

第2 操業海域は、次の海域とする。

- (1) 宗海共第49号共同漁業権漁場区域

### (制限措置)

第3 北海道漁業調整規則(以下「規則」という。)第12条第1項各号の規定する制限措置は、次のとおりとする。

#### (1) 漁業種類

漁業種類は、えびかご漁業とする。

#### (2) 操業区域

操業区域は、第2に掲げる海域とする。

#### (3) 漁業時期

漁業時期は、第3(2)に掲げる操業区域ごとに、次のとおりとする。

ア 宗海共第49号共同漁業権漁場区域

毎年、6月1日から翌年1月31日まで

#### (4) 船舶の総トン数

船舶の総トン数は、20トン未満とする。

#### (5) 許可等すべき船舶等の数

えびの資源保護及び漁場利用に係る調整等を勘案のうえ、制限措置の公示の都度、第3(2)に掲げる操業区域ごとに、別に定めるものとする。

#### (6) 漁業を営む者の資格

宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者とする。

### (許可等の有効期間)

第4 許可の有効期間は、3年以内とする。

また、起業の認可の有効期間は、1年以内とする。

### (許可等の申請期間)

第5 許可等の申請期間は、規則第12条第2項の規定によるものとし、制限措置の公示の都度、定めるものとする。

### (漁獲物の陸揚港の制限)

第6 漁獲物の陸揚港を、操業区域に係る地区内の1港に制限する。

### (許可等の条件)

第7 許可に際しては、規則第14条の規定により、次の条件を付ける。

- (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。  
やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、宗谷総合振興局長に報告しなければならない。
- (2) 海中に敷設するかご数は、1,000個以内でなければならない。
- (3) 使用するかごの網目は、10節（結節から結節までの長さが17ミリメートル）以上の大きさでなければならない。
- (4) 使用するかごの大きさは、直径78センチメートル、高さ42センチメートル以内でなければならない。
- (5) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けなければならない。
- (6) 次に掲げるかごが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。
  - ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに
  - イ ずわいがに
  - ウ ベにずわいがに
  - エ たらばがに
  - オ あぶらがに
- (7) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。

### (その他参考となるべき事項)

第8 許可証の交付に際しては、規則第25条の規定により、次のその他参考となるべき事項を付ける。

- (1) 次に掲げるかごの採捕は、北海道漁業調整規則により禁止されているので、採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければなりません。
  - ア 甲長8センチメートル未満のけがにの雄がに
  - イ けがにの雌がに

### (資源管理等の取組みの推進)

第9 この漁業を営もうとする者は、この漁業を営む者の間及び他種漁業を営む者との間で必要があると認める場合は、あらかじめ操業協定等を締結し、これを遵守しなければならない。

### (許可等の申請)

第10 許可等の申請にあたっては、規則第9条に定める申請書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請理由書（現に有効な許可等を有しない者又は規則第15条第1項第2号から第4号による申請の場合）
- (2) 代表者選定届（共同経営の場合）
- (3) 許可又は起業の認可についての適格性に関する申立書
- (4) 船舶使用承諾書及び印鑑証明書（用船の場合）
- (5) 経営の内容を詳細に記載した書類（共同経営の場合）
- (6) 定款の写し及び登記事項証明書（法人の場合（水産業協同組合法に基づき北海道知事が認可した法人を除く。））
- (7) 旧許可受有者の廃業届及び印鑑証明書（規則第15条第1項第2号から第4号による申請の場合）
- (8) 事業計画書（現に有効な許可等を有しない者の場合）
- (9) 起業の認可指令書（起業の認可に基づく申請の場合）
- (10) その他知事が特に必要と認めて指示した書類

**(申請書の提出)**

第11 申請書は、申請者が漁業協同組合に所属する場合には、漁業協同組合で取りまとめのうえ、提出するものとする。

**(許可等の基準)**

第12 第3(5)の許可等すべき船舶等の数を超えた申請があった場合における規則第12条第5項に規定する許可等の基準を、別紙1のとおりとする。

**(資源管理の状況等の報告等)**

第13 この漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定に基づく資源管理の状況等の報告について、別紙2により〇〇総合振興局長を経由して知事に提出するものとする。

なお、許可を受けた者が漁業協同組合の組合員の場合は、所属する漁業協同組合が取りまとめのうえ、提出するものとする。

**(許可番号の表示)**

第14 規則第32条第1項の規定により表示する許可番号は、次のとおりとする。  
「ホクえびかご第〇〇〇〇〇〇〇号」

**(許可証の交付)**

第15 許可証は、実地検査のうえ交付するものとする。

**附 則**

- 1 この取扱いは、令和2年12月1日から施行する。
- 2 平成5年9月6日施行の「えびかご漁業の許可等に関する取扱方針（利尻・礼文海域）」は廃止する。

**附 則（令和3年1月29日漁管第2248号）**

- 1 この取扱いは、令和3年1月29日から施行する。

**(改正経過)**

- 1 令和2年12月1日 施行
- 2 令和3年1月29日 一部改正



北海道知事 様

使用漁船		乗組員数		所属 漁協
漁船登録番号	トン数	全員	うち自分	
HK -	トン			

許可番号	ホクえびかご第 号
住 所	
漁業者氏名	
船 名	
報告年月日	年 月 日

陸揚港	着業年月日	終業年月日
港	年 月 日	年 月 日

月別	主たる 操業位置 (沖底漁区)	操業 日数	延使用 漁具数	魚種別漁獲量・漁獲金額 (上段: キログラム、下段: 円)							
				とやまえび			ほっこくあかえび	その他えび	その他	合計	
				大	中	小					
月		日									
合 計											

経 費 (円)								差引損益 (円)
漁船費	漁具費	償却費	燃油費	人件費	餌料費	その他	合計	

資 源 管 理 の 状 況 等	
資源管理の取組実績	
自主的な取組等の実施状況	

※資源管理の取組実績は、操業期間、操業時間を規制している場合に、その遵守状況等を記載  
 ※自主的な取組等の実施状況は、休漁(〇〇部会による合意事項)、〇〇の種苗放流(5cmサイズ、〇月〇千尾、〇月〇千尾)、藻場造成(〇〇を〇月に〇基設置)、有害生物の除去(〇月に〇〇を〇〇kg)等を記載  
 ※この様式は例示であり、この様式によらない場合であっても報告書としての要件が具備されていれば有効であること

えびかご漁業操業海域(利尻・礼文海域)

